

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………
- 市街地再開発組合の設立認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 平成二十一年東京都告示第千三百三十六号(東京都建築物環境配慮指針)の一部改正……………
- ………(環境局気候変動対策部環境都市づくり課)……………
- 令和五年東京都告示第千六百三十九号(平成二十一年東京都告示第千三百三十六号(東京都建築物環境配慮指針)の全部改正)の一部改正……………
- ………(同)……………
- 令和五年東京都告示第千七百七十九号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第二十三条の七から第二十三条の十三までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第三章第五、四及び第七、三の規定に基づき知事が別に定める事項)の一部改正……………
- ………(同)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

### 告示

●東京都告示第五百五十四号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和六年四月十一日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画道路事業三・四・九号 高ヶ坂成瀬線
- 三 事業施行期間 令和六年四月十一日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 町田市高ヶ坂四丁目及び西成瀬三丁目各地内 使用の部分 なし

●東京都告示第五百五十五号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき京橋三丁目東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和六年四月十一日

- 一 組合の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 事業施行期間 京橋三丁目東地区市街地再開発組合
- 三 施行地区 令和六年四月十一日から令和十三年五月三十一日まで 中央区京橋三丁目地内

四 事務所の所在地 中央区京橋三丁目六番十八号  
五 設立認可の年月日 令和六年四月十一日  
六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法 事務所の掲示板のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。  
八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和六年五月十日

●東京都告示第五百五十六号  
平成二十一年東京都告示第千三百三十六号(東京都建築物環境配慮指針)の一部を次のように改正する。  
令和六年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子  
別表第一エネルギーの使用の合理化の建築物の熱負荷の低減の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部効率的な運用の仕組みの項中「表1から表3まで」を「表4から表6まで」及び「表1 エネルギーの予測に係る事項」を「表4 エネルギーの予測に係る事項」及び「表2 エネルギーの予測に係る事項」を「表3 エネルギーの予測に係る事項」及び「表5 エネルギーの計測に係る事項」を「表3 エネルギーの表示等に係る事項」及び「表6 エネルギーの表示等に係る事項」に改め、同項中「表1から表3ま

「表17」に改める。

●東京都告示第五百五十七号

令和五年東京都告示第六百三十九号(平成二十一年東京都告示第十三百三十六号(東京都建築物環境配慮指針)の全部改正)の一部を次のように改正する。

令和六年四月十一日

東京都知事 小池 百合子

第三章第七(二)中「一」を「二」に改める。

別表第一エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部再生可能エネルギーの利用の款再生可能エネルギーの変換利用の項イ②中「6kW以上」を「6kW以上」に改め、同表資源の適正利用の部持続可能な低炭素資材等の利用の款躯体材料における低炭素資材等の利用の項ア中

「  
③ リサイクル鋼材(東京都環境物品等調達方針(公表工事)の特別品目に該当する資材等のうち、電が鋼材などのリサイクル鋼材をいう。)低炭素資材のうち、合法木材(国産材に限る。)を含む2つ以上の資材を利用している。」  
を

「  
③ リサイクル鋼材(東京都環境物品等調達方針(公表工事)の特別品目に該当する資材等のうち、電が鋼材などのリサイクル鋼材をいう。)低炭素資材のうち、合法木材(国産材に限る。)を含む2つ以上の資材を利用している。」  
に

改め、同部建設に係る環境負荷低減への配慮の款建設副産物の有効利用及び適正処理の項評価基準の欄アを次のように改める。

で」や「表4から表6まで」に改め、同表資源の適正利用の部長寿命化等の款維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保の項へ中「表4から表6まで」や「表7から表9まで」を「表4 躯体以外の劣化対策に係る事項」や「表7 躯体以外の劣化対策に係る事項」を「表5 大型機器等の搬出入に係る事項」や「表8 大型機器等の搬出入に係る事項」を「表6 その他に係る事項」や「表9 その他に係る事項」に改め、同項へ中「表4から表6まで」や「表7から表9まで」に改め、同項へ中「表7から表9まで」を「表10から表12まで」を「表7 躯体以外の劣化対策に係る事項」や「表10 躯体以外の劣化対策に係る事項」を「表8 大型機器等の搬出入に係る事項」や「表11 大型機器等の搬出入に係る事項」を「表9 その他に係る事項」や「表12 その他に係る事項」に改め、同項へ中「表7から表9まで」や「表10から表12まで」に改め、同表自然環境の保全の部水循環の項へ中「30ミリメートル以上」や「30mm以上」に改め、同部緑化の款苗木等による緑化の項へ中「表10から表12まで」や「表13から表15まで」を「表10 建築物上における樹木の量の確保に係る事項」や「表13 建築物上における樹木の量の確保に係る事項」を「表11 高木の植栽に係る事項」や「表14 高木の植栽に係る事項」を「表12 既存の樹木の保全に係る事項」や「表15 既存の樹木の保全に係る事項」に改め、同項へ中「表10から表12まで」や「表13から表15まで」に改め、同表スマートライランド現象の緩和の部スマートライランド現象の緩和の款建築設備からの人工排熱対策の項ア及びイ中「表13」を「表16」に改め、同款敷地と建築物の被覆対策の項ア及びイ中「表14」を

ア 表18から表20までの各点数が1以上であり、かつ、表18から表20までによる点数の合計が9以上であること。

表 18 建設発生土に係る事項

配慮の内容	点数
点数1の配慮の内容①及び②の取組を行うことにより、建設発生土を発生させない又は全て現場内利用することについて、建設工事発注の仕様書等に示している。	3
点数1の配慮の内容の取組を行っていること、かつ、建設発生土の場外搬出において、建設発生土のトレーサビリティシステム等を活用して、搬出先までの移動経路を追跡し、実態の把握に努めることについて、建設工事発注の仕様書等に示している。	2
点数1の配慮の内容の取組を行っていること、かつ、建設発生土の場外搬出において、官民有効利用・リサイクルシステム等を活用して、工事間利用に努めることについて、建設工事発注の仕様書等に示している。	2
次の①から③までに掲げる事項について、設計又は建設工事発注の仕様書等に示している。 ① 建築工法や施工法等の選択により、建設発生土の発生抑制や削減に努めること。 ② 建設発生土の現場内利用に努めること。 ③ 場外搬出する建設発生土の搬出先(名称・所在地)	1

表 19 建設廃棄物(建設汚泥)に係る事項

配慮の内容	点数
点数1の配慮の内容①及び点数2の配慮の内容①の取組を行うことにより、建設汚泥を発生させない又は発生した建設汚泥を全て現場内において自ら利用することについて、建設工事発注の仕様書等に示している。	3
点数1の配慮の内容の取組を行っていること、かつ、次の①及び②の事項について、建設工事発注の仕様書等に示していること。 ① 再資源化施設における中間処理方法及び中間処理後の搬入先を確認すること。 ② 最終処分場において適正処理がされていることを確認すること。	2
点数1の配慮の内容の取組を行っていること、かつ、次の①及び②の事項について、建設工事発注の仕様書等に示していること。 ① 建設汚泥を現場内において自ら利用することに努めること。 ② 建設汚泥を搬出する再資源化施設は、優良施設を選定しよう努めること。	2
次の①及び②の事項について、設計又は建設工事発注の仕様書等に示していること。 ① 泥水を使用しない掘削方法の選択により、建設汚泥の発生抑制及び建設工事現場における削減に努めること。 ② 場外搬出する建設汚泥の搬出先について、建設工事の受注者が建築主に事前及び事後の報告を行うこと。	1

表 20 建設廃棄物(建設混合廃棄物)に係る事項

配慮の内容	点数
点数2の配慮の内容の取組を行っていること、かつ、建築主が建設工事現場における分別率やリサイクル率の目標を定め、当該目標の達成に向けた取組を行っていること。	3
次の①及び②の事項について、建設工事発注の仕様書等に示していること。 ① 廃棄物の取扱いに応じた分別が可能な分別ヤードの設置等により、建設工事現場における建設混合廃棄物の発生抑制に努めること。 ② 建設工事の受注者が、分別ヤードの定期点検、建設工事現場の見回り、作業員の啓発等を行うこと。	2
次の①及び②の事項について、建設工事発注の仕様書等に示していること。 ① 建設工事現場に搬入する資材等の省梱包化や無梱包化の選択により、廃棄する梱包材の削減に努めること。 ② 建設工事現場に搬入する資材等のフレカット等により、廃棄する余剰材の削減に努めること。	1
廃棄物の取扱いに応じた分別が可能な分別ヤードの設置等により、建設工事現場における建設混合廃棄物の発生抑制に努めることについて、建設工事発注の仕様書等に示していること。	1

別表第一生物多様性の保全の部水循環の項ア中「30mmメートル以上」を「30mm以上」に改め、同部緑化の款生きものの生息生育環境に配慮した樹木の確保の項中「1000ml」を「1,000ml」に改め、同款生きものの生息生育環境等に配慮した維持・管理・利用の項ア中「⑧」を「⑥」に改め、同表気候変動への適応の部ヒートアイランド対策の款EV及びPHV用充電設備の設置の項ア(1)中「この表」を「この表に」に改め。

別表第三中「第3章第2」を「第3章第1」に改め、同表気候変動への適応の部ヒートアイランド対策の項中「熱等」を「熱」に、「配置」を「設置」に改め。

別表第四 2の項中「延べ床面積」を「延べ面積」に改め、同表備考1中「第14条」を「第11条」に、「設計一次エネルギー消費量の」を「誘導設計一次エネルギー消費量の」に、「基準一次エネルギー消費量の」を「誘導基準一次エネルギー消費量の」に改め。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都告示第五百五十八号

令和五年東京都告示第七十九号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第二十三条の七から第二十三条の十三までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第三章第五 四及び第七 三の規定に基づき知事が別に定める事項)の一部を次のように改正する。

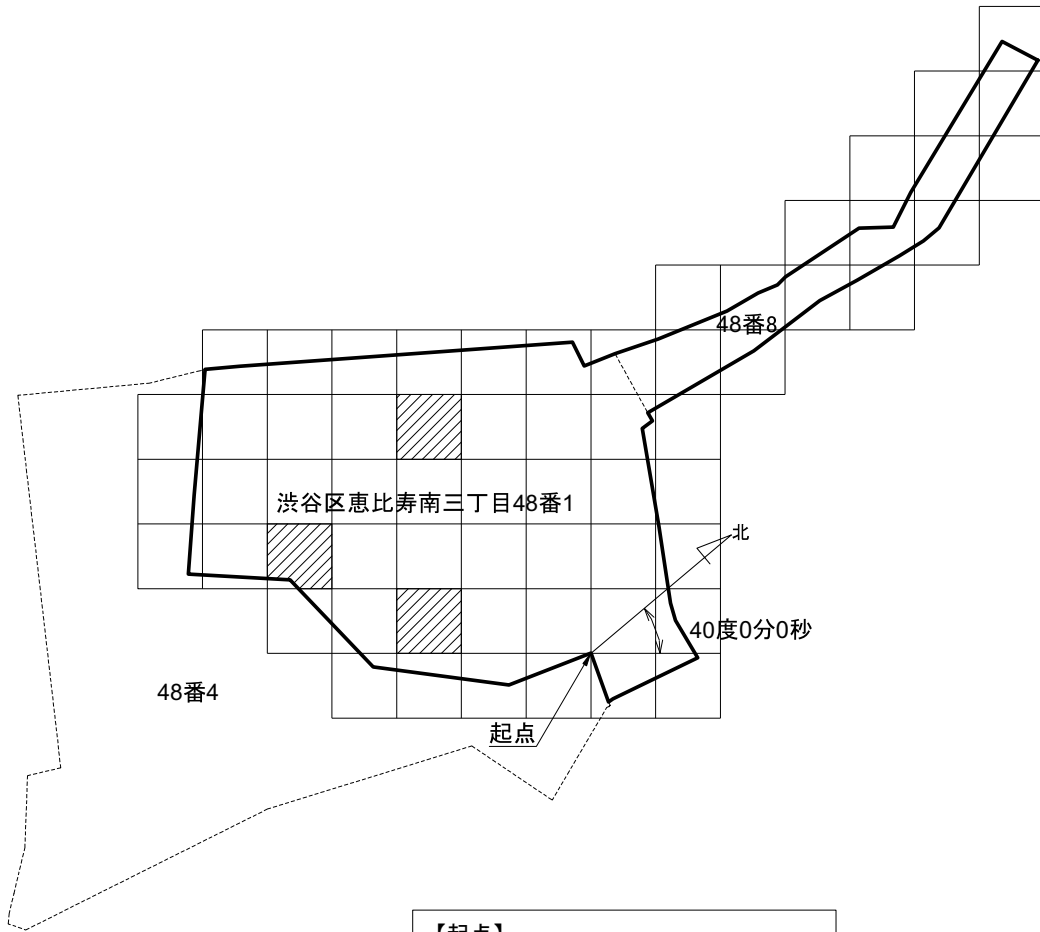
令和六年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

三中「中小規模特定建築物(同項)を「中小規模特定建



別図



**【起点】**  
 起点は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端とする。

- 【凡例】**
- 調査範囲
  - - - 筆境界
  - 単位区画線
  - ▨ 形質変更時要届出区域

**【格子の回転角度（40度0分0秒）】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百六十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

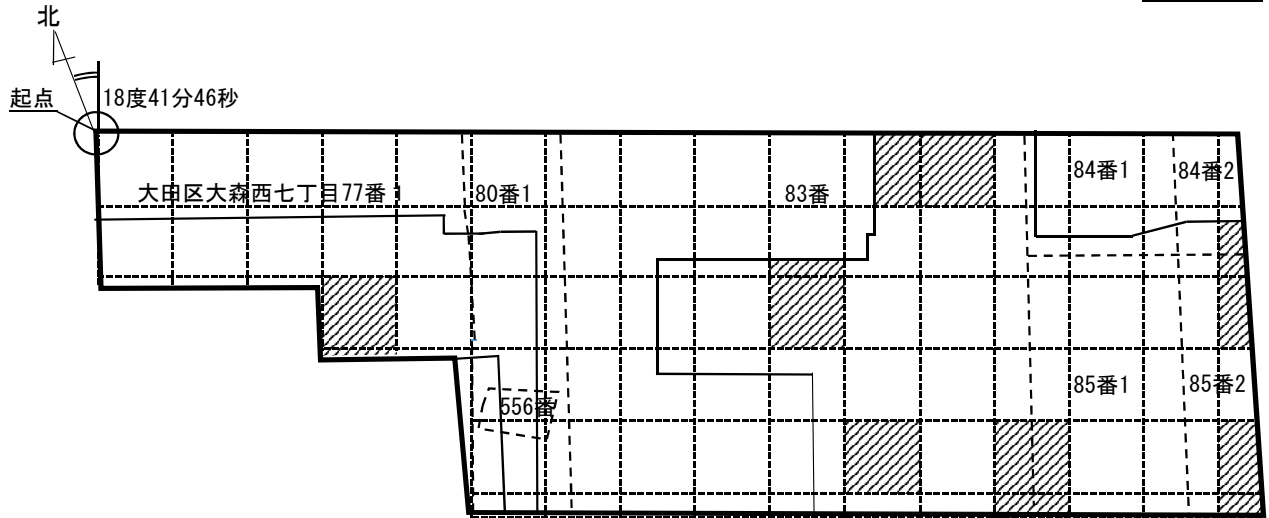
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森西七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図



- 【凡例】
- 敷地境界
  - 調査対象地
  - - - 筆境界
  - ..... 単位区画
  - //// 形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点は、大田区大森西七丁目77番1の最北端とする。

【格子の回転角度 18度41分46秒】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線で構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百六十一号

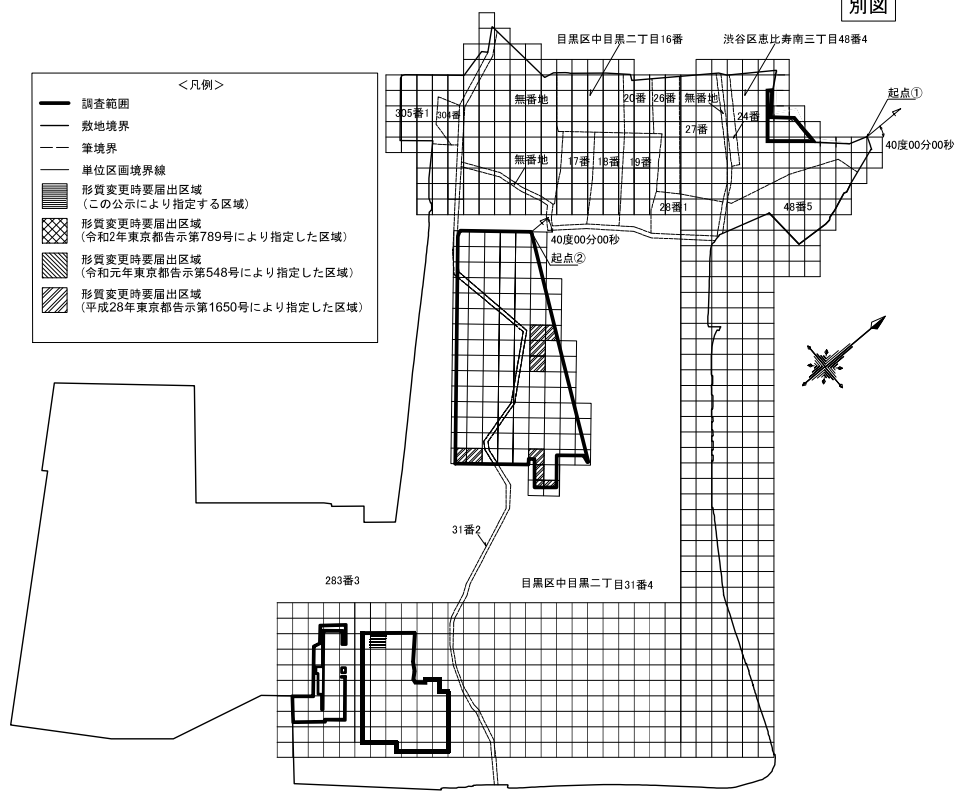
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月十一日

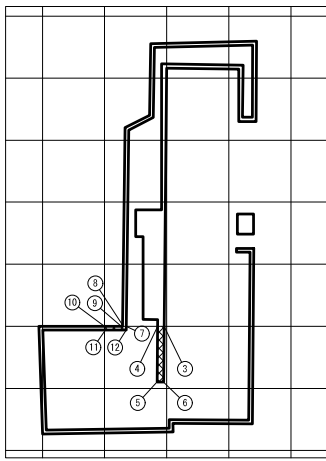
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区中目黒二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<拡大図>

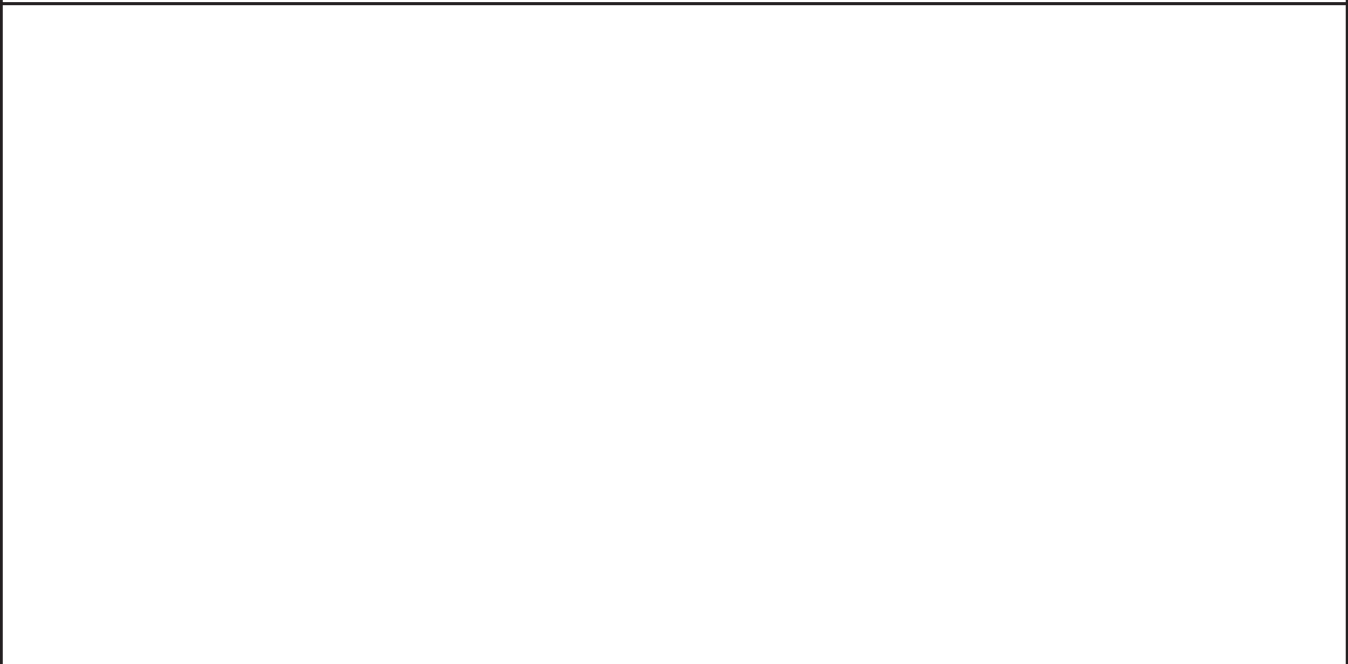


	X	Y	備考
①	0	0	起点①
②	-92.26	-204.86	起点②
③	50.57	-499.79	
④	49.89	-500.60	
⑤	56.72	-506.43	
⑥	57.31	-505.62	
⑦	46.53	-504.61	
⑧	46.19	-505.02	
⑨	46.38	-505.19	
⑩	44.54	-507.32	
⑪	44.95	-507.66	
⑫	47.15	-505.14	

※座標値は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

<起点>  
 起点①は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端とする。  
 起点②は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端から南へ204.86m、西へ92.26mの地点とする。

<格子の回転角度（40度00分00秒）>  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
号

郵便番号  
101-0051